新監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第7項の規定に基づき監査 を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年1月14日

新潟市監査委員 高 井 昭一郎

同 伊藤秀夫

同 風間ルミ子

同 竹内 功

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準(令和2年2月28日監査委員訓令第1号)に 準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1)対象団体

公益財団法人新潟ミートプラント

(2) 所管課

新潟市農林水産部食と花の推進課

第4 監査の着眼点

- (1)対象団体
 - ・設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
 - ・経営成績及び財政状態は良好か。
 - ・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
 - ・出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
 - 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
 - ・自立的な経営を進めるための取組み(自主財源の確保等)はどうなっているか。

(2) 所管課

- ・対象団体の経営成績及び財政状態,施設の状況を十分に把握し,適切な指導監督, 管理を行っているか。
- ・対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また,連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

平成31年4月から令和2年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟ミートプラントの執務室等

(2) 実施日程

令和2年8月5日から令和3年1月14日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益財団法人新潟ミートプラント (新潟市西区中野小屋 1631 番地)

(2) 基本財産等

1億2,000万円(市出捐額4,800万円)

※出捐比率(市 40%・全国農業協同組合連合会 27.5%・新潟市食肉センター利用組合 27.5%・副産物取扱団体 5.0%)

(3) 設立目的及び事業

定款では、食肉の生産、流通、利用等に関する知識の普及や安心・安全な食肉の確保に関する啓発を推進するとともに食用に供される獣畜のと殺解体等に関する事業を行い、もって地域の公衆衛生の向上及び増進並びに一般消費者に対する安心・安全な食肉の安定供給に寄与することを目的とし、当該目的を達成するため次の事業を行うこととしている。

- (ア) 食用に供される獣畜のと殺及び解体並びに食肉の冷蔵保管に関する事業
- (イ) 地域住民などに対する食肉の生産,流通,利用等に関する知識の普及及び安心・安全な食肉の確保に係る啓発等に関する事業
- (ウ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4)沿革

平成5年 新潟市等より基本財産等として1億2,000万円の出捐を受け設立。 新潟市食肉センター(以下「食肉センター」という。)の管理運営を 受託。

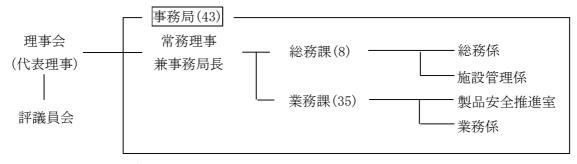
平成18年 指定管理制度創設に伴い、食肉センターの指定管理者に選定。

平成24年 「公益財団法人新潟ミートプラント」へ移行。

(5)組織及び職員体制

公益財団法人新潟ミートプラント(以下「財団」という。)には,業務執行の決定等 を行う理事会のもと,事務を処理するための事務局が設置されている。

○組織図(平成31年4月1日現在)



※カッコ内の数字は職員数(常勤理事を除く。)

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

科目	令和元年度	平成30年度	増減	
I 資産の部				
1 流動資産	203, 233, 199	191, 330, 439	11, 902, 760	
2 固定資産	162, 177, 619	162, 030, 728	8 146, 891	
(1)基本財産	99, 908, 049	99, 908, 049	0	
(2)特定資産	61, 967, 894	61, 967, 879	15	
(3)その他固定資産	301, 676	154, 800	146, 876	
資産合計	365, 410, 818	353, 361, 167	12, 049, 651	
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債	66, 209, 781	72, 031, 687	▲ 5, 821, 906	
2 固定負債	180, 918, 652	164, 051, 087	16, 867, 565	
負債合計	247, 128, 433	236, 082, 774	11, 045, 659	
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産	99, 908, 049	99, 908, 049	0	
2 一般正味財産	18, 374, 336	17, 370, 344	1,003,992	
正味財産合計	118, 282, 385	117, 278, 393	1,003,992	
負債及び正味財産合計	365, 410, 818	353, 361, 167	12, 049, 651	

[※]各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位:円)

(単位:円)

科 目	令和元年度	平成30年度	増減	
I 一般正味財産増減の部				
経常収益	616, 755, 284	614, 279, 639	2, 475, 645	
経常費用	615, 751, 292	610, 610, 924	5, 140, 368	
当期経常増減額	1, 003, 992	3, 668, 715	▲ 2, 664, 723	
経常外収益	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	1, 003, 992	3, 668, 715	▲ 2, 664, 723	
一般正味財産期首残高	17, 370, 344	13, 701, 629	3, 668, 715	
一般正味財産期末残高	18, 374, 336	17, 370, 344	1, 003, 992	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	99, 908, 049	99, 908, 049	0	
指定正味財産期末残高	99, 908, 049	99, 908, 049	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	118, 282, 385	117, 278, 393	1, 003, 992	

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7)本市からの財政的援助の状況

財団は平成 18 年度より食肉センターの指定管理者となっており、施設の管理運営に係る経費に対して本市より指定管理料を受けているが、その額は近年ほぼ横ばいとなっている。

(単位:千円)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
指定管理料(A)	179, 980	178, 319	178, 872	174, 933	176, 655	177, 586
経常収益 (B)	592, 189	583, 040	588, 923	582, 207	614, 279	616, 755
経常収益に占める						
指定管理料の割合	30.4%	30.6%	30.4%	30.0%	28.8%	28.8%
(A)/(B)						

(8)食肉関連事業の状況

ア と 音頭数及び解体手数料等の推移

生産者の減少や食肉の輸入増、他施設との競合などで、と畜頭数は減少傾向にある。と畜頭数の減少に伴い、財団の主要な収益である解体手数料も減少していたことから、平成30年度に解体手数料の値上げを実施し、以降は黒字となっている。

(単位:頭・千円)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
と畜頭数 (豚換算)	214, 696	210, 517	212, 331	210, 014	206, 010	199, 524
解体手数料	351, 624	344, 928	347, 779	343, 942	375, 619	374, 673
当期経常増減額	▲ 6, 100	▲ 8, 507	6, 885	▲ 34, 053	3, 669	1,004

イ 搬入状況及び食肉の流通状況

令和元年度における豚・牛の生体の搬入状況及び枝肉の流通状況は、ともに市 外・県外の割合が高く、財団の役割は本市に限らず広域的なものとなっている。

生産地別	と畜頭数	頭数(頭)	割合 (%)	生産地別と畜頭数		頭数(頭)	割合 (%)
	市内	24, 125	12. 4		市内	268	37. 1
豚生体	市外	144, 708	74. 6	牛生体	市外	443	61.3
	県外	25, 240	13. 0		県外	12	1. 7
	合計	194, 073	100		合計	723	100

流通量	(枝肉)	重量(t)	割合 (%)	流通量 (枝肉)		重量 (t)	割合 (%)
	市内	3, 890	25. 7		市内	215	71. 4
豚枝肉	市外	5, 096	33. 7	牛枝肉	市外	80	26. 6
	県外	6, 152	40.6		県外	6	2. 0
	合計	15, 138	100		合計	301	100

※食肉流通量調査(食と花の推進課)に基づき作成

※単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、 適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び市所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1)指摘事項

該当なし

(2)注意事項

ア 賞与引当金を計上する際に、賞与額に対応する社会保険料が見積もられていなかったもの | 団体 |

【事実】

財務諸表に賞与引当金を計上する際は、計上する賞与額に対応する社会保険料の 事業主負担額も併せて見積もる必要があるところ、計上されていなかった。

【見解】

社会保険料の事業主負担は必ず発生するもので、その金額も合理的に見積もることができることから、会計上は負債として計上すべきである。

イ 財団の会計規程に定める調定簿兼収納簿が形骸化していたもの 団体

【事実】

財団の会計規程では、収入金を収入しようとするときの調定は調定簿兼収納簿によって行うことと定められているが、実際には請求時は請求明細一覧にて、また、収納時には振替伝票にて上席者が確認を行っており、調定簿兼収納簿の様式には事後にまとめて押印されていた。

【見解】

調定簿兼収納簿の現在の様式は実態に合っておらず、また事後にまとめて押印する使用方法も形骸化していることから、本来の目的に沿い、かつ実態に合った調定の方法についてあらためて検討する必要がある。

ウ 財団の会計規程に定める経費執行伺簿が形骸化していたもの 団体

【事実】

財団の会計規程では、金額が比較的少額な支出負担行為をしようとするときは経費執行同簿によることができると定められているが、実際には支出調書にて上席者が確認を行っており、経費執行同簿の様式には事後にまとめて押印されていた。

【見解】

経費執行伺簿の現在の様式は実態に合っておらず、また事後にまとめて押印する 使用方法も形骸化していることから、本来の目的に沿い、かつ実態に合った支出負 担行為の方法についてあらためて検討する必要がある。

(3) 意見

財団は、平成5年に本市が現在の場所に食肉センターを開設した時に設立され、豚や牛などのと殺解体、食肉冷蔵保管及び食肉センターの管理運営等を行っており、平成18年度からは指定管理者として指定されている。食肉センターの役割は、消費者に安心・安全な食肉を供給することであり、財団はこれまで県内では最大規模のと畜を行うとともに、市内外への食肉の供給に大きく貢献してきた。

しかし、全国的な傾向として生産者の減少などの影響により国内のと畜頭数は減少しており、近年は食肉センターにおいてもと畜頭数は減少傾向となっている。また、今後も人口減少や海外からの安価な食肉の輸入増などが、国産食肉の消費に更なる影響を及ぼすことが懸念されている。このような状況の中で、財団はと畜頭数の減少に伴う収益の減少等による経営悪化に対応するため、平成30年度に解体手数料の値上げを実施した。これにより同年度以降の経営状況は黒字となってはいるものの、中長期的に見れば今後も引き続き厳しい状況が見込まれることから、財団には、現状に甘んじることなく、収益の増加に向けた取組みや経費の節減など、更なる経営改善が求められる。

一方、財団の経営は、その管理運営を本市より委任されている食肉センターの状況に大きく左右されるが、食肉センターは稼働を開始してから既に28年目を迎えており、施設や設備の老朽化に伴う修繕費の増加が財団の経営を圧迫している。加えて、国のフロンガス規制に伴い、食肉センターの冷凍冷蔵庫で冷媒として使用しているフロンガスの生産が、令和元年12月をもって終了した。当面の間は対応できる備蓄を確保してはいるが、国内在庫が減少する中でのフロンガスの調達は、今後さらに困難となるおそれがある。これらが要因となって食肉センターの運営に支障が出れば、食肉の流通は滞り、市民生活にも重大な影響を及ぼしかねない。また、施設設置者である本市は「環境モデル都市」を標榜し、温室効果ガスの削減に向け率先して取り組んでおり、厳しい財政状況ではあるものの、速やかに必要な措置を講じなければならない。

現在の食肉を取り巻く環境は財団が設立された当時とは大きく異なっている。最盛期には30か所以上あった県内のと畜場は統廃合が進み、今では本市も含め3か所となった。その結果、本市の食肉センターに搬入される生体の8割超が市外から、出荷される枝肉の7割超が市外へと流通しており、今や県内全域が一つの食肉流通圏といえ、本市の食肉センターの役割はもはや本市に限った話ではなくなってきている。このような状況を踏まえ、今年度より県が主催する検討会が開催されるとのことであるが、財団の経営上、また施設の運営上の課題の解決に向けては、県や業界関係者などと将来を見据えたと畜場のあり方について議論を深めていかなければならない。関係者間で課題を共有し、共に連携することで、今後も市民に安心・安全な食肉を安定的に供給できる持続可能な体制が構築されることを望むものである。